

## 岩舟町事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）共通事項

### 1 入札に参加できる者の資格要件

この公告の工事に係る岩舟町事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加できる者は、平成21・22年度岩舟町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく岩舟町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法による更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩舟町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

### 2 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加を希望する者は、あらかじめ、次により入札参加申請書を提出するものとする。また、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

#### ア 入札参加申請書類

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）

#### イ 入札参加申請書の配布

入札参加申請書は、岩舟町ホームページからのダウンロードによる。  
岩舟町ホームページ <http://www.town.iwafune.tochigi.jp/>

#### ウ 入札参加申請書の提出

(ア) 提出場所 岩舟町役場 建設課（東庁舎1階）

(イ) 提出方法 持参とする。（郵送、電送等は受け付けない。）

- (2) 入札参加申請書受付日に入札参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

### 3 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書の閲覧方法は入札公告により周知する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き指定した期日までに書面（書式は自由）により、持参、又はファクシミリにより行うものとし、回答は書面をもって行う。

### 4 現場説明会

入札公告により周知する。

## 5 評価項目算定資料の提出

- (1) 入札に際し、価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）を提出すること。

評価項目算定資料の指定様式は、岩舟町ホームページからのダウンロードによる。

- (2) 評価項目算定資料は次に掲げるものとする。

ア 評価項目算定資料の提出について（岩舟町建設工事総合評価落札方式試行要領様式（以下「様式」という。）2号）

イ 評価点算定資料一覧表（様式2-1号）及び添付資料

ウ 施工実績評価資料（様式2-2号）及び添付資料

エ 配置予定技術者評価資料（様式2-3号）及び添付資料

- (3) 評価項目算定資料様式の配布は入札参加申込書の配布に準じる。

- (4) 評価項目算定資料は、封筒に入れて封かんの上、評価項目算定資料提出日に持参により提出すること。封筒の表面には、工事名、工事個所及び入札者の商号又は名称を記載し、「評価項目算定資料在中」の旨を朱書きすること。

- (5) 提出場所

岩舟町役場 建設課 （東庁舎1階）

- (6) 入札者は、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回することはできない。

- (7) 評価項目算定資料を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

## 6 総合評価点算定基準

- (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限内の範囲内の者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

- (2) 価格点の算定方法

ア 価格点は次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格（小数点以下第4位四捨五入）

イ 最低価格は、各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札価格とする。

## 7 工事内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の指定様式は、岩舟町ホームページからのダウンロードによる。

- (2) 工事費内訳書は、見積もった入札価格の積算基礎となるものであり、設計書の項目と同項目で作成され、かつ入札価格と整合したものであること。

- (3) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

- (4) 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

- (5) 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札金額と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。
- (6) 談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合は、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

## 8 入札方法

- (1) 入札書等の提出方法  
入札は持参によるものとし、郵便等によるものは認めない。
- (2) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、岩舟町建設工事等執行規則及び岩舟町財務規則を遵守すること。
- (3) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は1回とする。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者が2者に満たないときは入札を中止する。

## 9 入札辞退

- (1) 入札参加申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。
- (2) 入札辞退届を提出せず入札の日時までに入札書を持参しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

## 10 総合評価に関する結果の公表

- (1) 価格以外の評価点を、指定した価格以外の評価点の公表日に、岩舟町ホームページにおいて公表する。
- (2) 入札者は、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価に係る疑義について（様式8号）により疑義の照会ができ、指定された期限、場所に持参により提出するものとする。
- (3) 疑義に対する回答は、指定した期日に照会者へ書面の送付により行う。
- (4) (2)の疑義により、価格以外の評価点を修正した場合は、(1)に準じて公表する。
- (5) 総合評価点は、落札者が決定した日の翌日に公表する。

## 11 開札の方法

- (1) 開札は、入札公告に示す開札の日時に行うものとする。
- (2) 開札の立会は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、本工事の入札事務に関

係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) 開札後、総合評価点の算定を行う。

(4) (3)の算定の結果、総合評価点が最も高い者に対し連絡を行う。

## 12 落札者の決定方法

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で総合評価点の最も高い者を第1順位者とし、その者から徴収した入札参加資格確認申請書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該第1順位者を落札候補者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合において、第1順位者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を第1順位者とすることがある。

(2) 落札候補者が決定したときは、学識経験者の意見を聴取し落札者を決定するものとする。ただし、改めて学識経験者の意見を聴く必要がないとされた場合には、学識経験者の意見聴取を省略し、落札者を決定するものとする。

## 13 入札保証金

入札公告により周知する。

## 14 契約保証金

(1) この競争入札落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保障を付さなければならない。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

エ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) (1)に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

## 15 入札参加資格確認手続等

(1) 開札後に、落札候補者とするための入札参加資格の確認を行うので、第1順位者は、次により入札参加資格の確認審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書類

(ア) 事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要

## 件確認申請書

(イ) 事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認書類

イ ア(ア)、(イ) ((ア)、(イ)併せて以下「入札参加資格確認申請書類」という。)は岩舟町ホームページからのダウンロードによる。

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

入札参加資格確認申請書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日（岩舟町の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に定める町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。）以内とする。

イ 提出場所

岩舟町役場 建設課 （東庁舎1階）

ウ 提出方法

持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

エ 入札参加資格の確認に基づく落札候補者の決定の可否については、入札参加資格確認申請書類が提出された日の翌日から起算して2日（町の休日を除く。）以内に通知する。

オ 入札参加資格確認申請書類の提出を求められた者で、入札参加資格を有すると認められなかった者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日（町の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

カ 入札参加資格確認申請書類の提出を求められた者が、提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認申請書類を提出しないときは、当該者のした入札は効力を失う。

16 請負契約書の作成

請負契約書の作成は要する。

17 契約条項を示す場所

契約書及び入札書を定めている岩舟町建設工事等執行規則等については、岩舟町役場総務課において閲覧できる。

18 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を要するため、落札者は落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、議会の議決を経た上で契約を確定する。ただし、地方公営企業法第40条の規定による場合については、適用しない。

19 入札の執行中止等

(1) 不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。

(2) (1)の場合において、見積料、その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

## 20 入札の無効

- (1) 次の掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該入札者の入札を無効とする。
  - ア 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
  - イ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
  - ウ 入札書の金額を訂正した入札
  - エ 入札書に記名押印がない入札
  - オ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
  - カ 入札者が同一入札について、2以上の入札書を提出した入札
  - キ 同一の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札
  - ク 工事費内訳書が提出されていない入札
  - ケ 工事費内訳書の合計金額と入札書の記入金額が相違する入札
  - コ 封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者名が相違する入札
  - サ 封筒に案件名及び差出人名が記載されていない入札
  - シ 指定された入札書提出期限までに到達されていない入札
  - ス 予定価格を超える金額を記載した入札
  - セ 評価項目算定資料の提出がない入札
  - ソ その他、入札に関する条例に違反してなされた入札
- (2) 前項オに該当する場合には、当該入札者の当該入札日に行うその後の他の入札について無効とすることがある。
- (3) 入札参加申請書を提出した者であっても、入札時点で指名停止期間中である者など、入札時点において、本共通事項第1項及び入札公告第1項に掲げる資格のない者の行った入札は無効とする。

## 21 同価入札

第1順位者が2者以上になった場合には第1順位者の決定を保留した上で、入札参加資格の審査を実施し、入札参加資格が認められたのち、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 22 支払条件

- (1) 前払金は請求できる。
- (2) 中間前払金は請求できない。
- (3) 部分払は請求できる。
- (4) (1)及び(3)について、岩舟町建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第35条又は第38条（債務負担行為及び継続費に係る契約の場合は、第41条又は第42条）の規定に基づくものであること。

## 23 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の

発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない、他の会社等からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

- (3) 入札参加申請書に記載した配置予定技術者は、病気、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

#### 2.4 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

- (2) 現場代理人は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない、他の会社等からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

#### 2.5 低入札価格調査制度に該当した場合

- (1) 低入札調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合、落札を保留し、基本調査を実施する。この基本調査において、入札時に提出された工事費内訳書の内容を精査し、次のいずれかに該当する場合は、当該最低入札価格落札者を失格とする。

ア 次に掲げるいずれかに適合しない場合（ただし、(ウ)で算出した額が、調査基準価格に105分の100を乗じて得た額以上であるときは、(ウ)を除く）。

- (ア) 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費（建設工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (イ) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (ウ) 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費に10分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (エ) 一般管理費の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (オ) 入札価格が、次に掲げる額の合計額から1万円未満の端数を切り捨て

てた額以上であること。

- a 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建設工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額。
- b 予定価格の算定基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額。
- c 予定価格の算定基礎となった現場管理費に10分の2を乗じて得た額。

イ 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合。

- (2) 基本調査の結果、前項に該当しない場合、低入札価格調査書類の提出を求め、低入札価格調査を実施する。

## 26 入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、下記のとおりとする。

- (1) 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、契約書第48条の規定に基づく違約金についても「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- (2) かし担保責任の存続期間を、木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は「1年6か月」、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は「3年」とする。
- (3) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、これを兼ねることができないものとする。
- (4) 下請契約を行う場合は建設業の許可区分及び下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、提出しなければならない。

## 27 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合において、当初の予定どおり当該入札を執行し、その結果、情報どおりの者が最低価格入札者となった場合には、その落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
- (2) (1)で行われた事情聴取等、調査結果、談合の事実が確認された場合は、その入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、無効とすることがある。
- (3) 落札者は地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
  - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り岩舟町内の業者へ発注するように努めること。
  - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り岩舟町内の業者へ発注するように努めること。
- (4) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書、

資料の差し替えは認めない。